

平成16年 7月26日

各 位

会 社 名 日本農産工業株式会社
代表者名 取締役社長 三好 正俊
(コード番号2051 東証・大証第1部)
問合せ先 経営企画室長 小林 重紀
(TEL . 045 - 224 - 3717)

ストックオプション（新株予約権）の割当に関するお知らせ

当社は、平成16年7月26日開催の取締役会において、商法第280条ノ20、第280条ノ21および平成16年6月25日開催の第88回定時株主総会決議に基づき発行する新株予約権の具体的な内容を、下記のとおり決定しましたのでお知らせいたします。

記

- | | |
|---|--|
| 1.新株予約権の発行日 | 平成16年7月30日 |
| 2.発行する新株予約権の総数 | 289個(新株予約権1個当たりの株式数1,000株) |
| 3.新株予約権の発行価額 | 無償 |
| 4.新株予約権の目的となる株式の種類および数 | 当社普通株式289,000株 |
| 5.各新株予約権の行使に際して払込をなすべき額 | 平成16年7月30日に決定する。 |
| 6.新株予約権の行使により発行または移転される当社普通株式の総額 | 平成16年7月30日に決定する。 |
| 7.新株予約権の行使可能期間 | 平成18年7月1日から平成21年6月30日まで |
| 8.新株予約権の行使の条件 | 各新株予約権1個当たりの一部行使はできない。 |
| 9.新株予約権の消却事由および消却の条件 | 当社は、未行使の新株予約権を当社が取得した場合、いつでも無償にて消却することができる。 |
| 10.新株予約権の譲渡制限 | 新株予約権を譲渡するときは当社取締役会の承認を要する。 |
| 11.新株予約権証券の発行 | 新株予約権証券は、新株予約権者の請求があるときに限り発行する。 |
| 12.新株予約権の行使により新たに当社普通株式を発行する場合、発行価額中資本に組入れない額 | 1株当たりの発行価額に0.5を乗じた額(1円未満の端数は切り捨て) |
| 13.新株予約権の行使により新たに当社普通株式を発行する場合における利益配当の計算 | 新株予約権の行使により発行される当社普通株式に対する利益配当金については、新株予約権の行使をしたときの属する営業年度の終わりにおいて、当該株式の発行があったものとみなしてこれを支払う。 |
| 14.新株予約権の割当を受ける者 | 当社の取締役および従業員 合計78名 |

(ご参考)

- | | |
|-----------------------|------------|
| 1.定時株主総会付議のための取締役会決議日 | 平成16年5月13日 |
| 2.定時株主総会の決議日 | 平成16年6月25日 |

以 上